

ボランティア行事用保険

ご加入いただくには、**社会福祉協議会への登録が必要です。**

登録などの方法や詳細につきましては、最寄りの社会福祉協議会にお問い合わせください。

対象となる行事

地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事

※地域福祉活動とは、地域住民や関係団体、ボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会における福祉の問題に対し、また地域の福祉を高めるために取り組む活動です。

対象とならない行事（主なもの）

- 草刈機やチェーンソーなどの電動器具を使用する行事（Aプランのみ）
- 防犯・防火パトロール（Aプランのみ）
- グループや団体の構成員のみで行う組織活動（総会など）や親睦行事
- 先生・生徒を対象とした学校管理下にある行事
- 不特定多数の参加者が見込まれるために参加者か否かを特定できない行事
- 行政が主催する行事のうち、社会福祉協議会の共催・後援、協力などの関連のない行事 など

Aプラン（宿泊を伴わない行事）

A1、A2、A3の区分は行事の内容によって異なります。詳細は下記行事区分表をご参照ください。

Bプラン（宿泊を伴う行事）

行事の種類（区分）は問いません。

Cプラン（宿泊を伴わない行事）

A1区分行事で、建物内（施設内）で開催される行事、または屋外の場合は開催場所の境界が明確に区分できる会場（公園、グラウンド等）で開催する行事にかぎります。

※予め参加者を特定することができないこども食堂やサロン等はCプランの対象になります。

区分	主な行事の内容
A1	各種研修会・会議、空缶拾い、街頭募金、河川清掃、草むしり、ゲートボール、こども食堂、サロン、自然観察、炊き出し、ハイキング、バザー、バレーボール、盆踊り、豆まき大会、もちつき、ラジオ体操、老人スポーツ大会 など
A2	アスレチック、運動会、キャンプ、ジョギング、バスケットボール、避難訓練・防災訓練、マラソン、野球教室 など
A3	サッカー、フットサル、スキー、スノーボード、相撲、神輿や山車に参加する祭り など
対象にならない行事	防犯・防火パトロール、植林、交通指導・補導員、電動器具を使用する作業（除草など） など

補償金額と保険料【1名あたり】

<平成30年度>

補償金額	ケガの補償	死亡保険金		400万円
		後遺障害保険金		400万円（限度額）
入院保険金日額		3,500円		
手術保険金	手術中の手術	35,000円		
		外来の手術	17,500円	
通院保険金日額			2,200円	
賠償責任の補償	対人賠償（1名・1事故）	2億円（限度額）		

		対物賠償（1事故）	1,000万円（限度額）
保険料	Aプラン （宿泊を伴わない行事）	A1	1日／28円
		A2	1日／126円
		A3	1日／248円
	Bプラン （宿泊を伴う行事）	1泊2日	241円
		2泊3日	295円
		3泊4日	300円
		4泊5日	354円
		5泊6日	359円
	Cプラン （宿泊を伴わない行事）	A1	1日／28円

<参加者名簿の取扱いについて>

Aプランの場合、参加者名簿を加入申込人が備え付けてください。
 （行事開催時までに参加者名簿の備え付けができない行事はご加入いただけません。）

Bプランの場合、参加者名簿を加入申込時に提出してください。

Cプランの場合、参加者名簿の備付は不要です。参加見込人数でご加入ください。

<最低保険料>

Aプラン・Cプランは、20名分の保険料をお支払いいただくことで、20名未満でもご加入いただけます。

Bプランは、最低保険料はありません。

加入手続きについて

加入手続きは、最寄りの社会福祉協議会でお願いします。

このインターネット上での加入手続きはできません。

※このページは概要を説明したものです。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。